

はっぴいケアプランセンター 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人永好会が設置するはっぴいケアプランセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 はっぴいケアプランセンター
所在地 愛知県愛西市大井町七川北 61 番地

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ②介護支援専門員 4名
(管理者と兼務1名、常勤専従3名)

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。
- (2) 営業時間は午前9時00分～午後5時30分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

第6条 (居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

サービスの提供及び内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ・利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ・使用する課題分析票の種類 医療法人永好会オリジナルアセスメント方式
- ・サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- ・介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- ・モニタリングの結果記録 最低月1回
- ・居宅サービス計画の原案内容を利用者または家族に説明し、文書により同意を取る。

2 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第7条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、蟹江町(富吉)、津島市(鹿伏兔町、半頭町、中一色町)、弥富市(前ヶ平、楽平)、愛西市(旧佐屋町)の区域とする。

第8条 (事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第9条 (その他運営についての留意事項)

事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 3ヶ月以内

継続研修 1年 1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人永好会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第10条 事業所は虐待発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待防止のため対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備すること
- 3 事業所において、介護職員その他の従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

附則 この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 3月22日から施行する。
この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成22年10月12日から施行する。
この規程は、平成22年12月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成25年11月 1日から施行する。
この規程は、平成25年12月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和元年10月 1日から施行する。
この規定は、令和2年4月 1日から施行する。
この規定は、令和3年1月1日から施行する。
この規定は、令和3年10月1日から施行する。
この規定は、令和4年2月1日から施行する。
この規定は、令和4年11月1日から施行する。
この規定は、令和5年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。